

令和6年10月10日
新潟市福祉部福祉総務課

令和6年能登半島地震にかかる「被災者生活再建支援金」の 申請受付期限の延長について

標記事業について、新潟県より申請受付期限の延長について連絡がありました。
つきましては、下記のとおり変更しますのでお知らせします。

申請受付期限

支援金の種類	変更前	変更後
①基礎支援金・市支援金	令和7年1月31日(金曜)	令和8年2月2日(月曜)
②加算支援金	令和9年1月31日(日曜)	令和9年2月1日(月曜) ※

※ ①の延長に併せ、②の申請期間の終了日を翌営業日までとします。

(参考)制度概要等について

(1)制度の概要

令和6年能登半島地震により、住宅に被害を受けた世帯の世帯主に支援金を支給し、
生活の再建を支援する。

(2)対象世帯

被害区分が半壊以上の世帯。

(3)申請方法

申請書等を被災相談窓口へ提出。

(4)問い合わせ

新潟市福祉部福祉総務課 025-226-1169(直通)

本報道資料の問い合わせ先
新潟市福祉部福祉総務課 武藤
電話 025-226-1166(直通)